

平成 26 年度第 2 回豊岡市地域包括支援センター運営協議会（会議録）

日 時 : 平成 27 年 2 月 25 日（水）13 : 30～14 : 50

場 所 : 豊岡市健康福祉施設 A 会議室

出席者 : 10 名（欠席 3 名）

1. 開会（13 : 30）

2. 会長あいさつ

3. 新委員紹介

「新委員」1 名の紹介

4. 報告事項〔事務局説明〕

（1）平成 26 年度豊岡市地域包括支援センターの設置状況・事業報告について

平成 26 年度重点活動方針に基づき事業の進捗状況について報告

（2）指定介護予防支援業務を委託できる居宅介護支援事業所について

指定介護予防支援業務を委託した 4 事業所について報告

（3）指定介護予防支援事業所の指定基準及び地域支援センターの職員等の基準について

介護保険法の改正に伴い、従来厚生労働省で規定されていたみだしの基準について、市の条例で定めることとなった。原則国の基準に基づき条例を制定するが、市の独自基準（暴力団等の排除等）を加えた。

基準条例（案）について、意見の聴き取りをさせていただいたが、ご意見等がなかったため、3 月議会へ上程することとしたい。

（質問事項）

3 つの報告事項に関して質問なし。

5. 協議事項

（1）平成 27 年度豊岡市地域包括支援センター基本運営指針（案）について

介護保険法の規定に基づき地域包括支援センター委託先に指針を提示しなければならない。指針の各項目については国に基づき、市の現状に沿うように作成した。また、指針は運営協議会において議論が必要であるため、ご協議いただきたい。

（質問事項）

①権利擁護業務内にある「豊岡市高齢者虐待マニュアル」について、休日・夜間に通報があった場合、どのような連絡体制を取っているのか。

（市回答）宿直から担当課の代表（課長）へ連絡が入る。以下課内連絡簿による。支所の連絡体制につ

いても同様である。

②地域包括ケアシステムの構築に向け「自助」「共助」「公助」に加え、新たに「互助」が加わった。本指針内で「互助」についての記述はどこにあたるのか。

(市回答)「豊岡市高齢者虐待マニュアル」P2の3介護事業者・医療機関・民生委員、ボランティア等のネットワークの構築がそれにあたる。

(結果)

全委員より平成27年度豊岡市地域包括支援センター基本運営指針について「承認」を得る。

(2) 平成27年度豊岡市地域包括支援センター重点活動方針(案)について

重点活動方針(案)について、豊岡及び各包括の職種において協議を行った。27年度の重点活動方針について、ご協議いただきたい。

(質問事項)

①高齢者見守りネットワークと27年度から始まる支え合いサービスは関連性があるのか。

(市回答)ネットワークは、新聞配達員や郵便局員、民生委員等にご協力いただき、地域での「見守り」活動である。何気ない些細な事でも、常日頃と変わったことがあれば、連絡が入る体制を取っている。支え合いサービスは、身体介護や入浴サービスを必要としない方へ簡易なサービス(配食、見守り、ミニデイ)を提供するものである。

②認知症カフェは市内に何か所あり、どのような活動をしているのか。

(市回答)市内では出石に1か所あり、2月よりオープンしている。軽食を取りながら、気軽に集まり意見交換会を開催されている。週1回認知症の方・家族等に限定し運営されている。

(結果)

全委員より平成27年度豊岡市地域包括支援センター重点活動方針について「承認」を得る。

6. 閉会(14:50)